

衛 薬 第 666 号
平成 28 年 11 月 1 日

特定非営利活動法人 静岡県介護支援専門員協会 会長 様

静岡県健康福祉部長



健康サポート薬局の届出の開始について（依頼）

日頃、静岡県健康福祉行政に御理解、御協力いただき、お礼申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省医薬・生活衛生局長から通知があったのでお知らせします。

本年 10 月 1 日から薬局のうち、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、国民の主体的な健康の保持増進を進めるため、それを積極的に支援する機能を備えた薬局が、保健所に届出することで、「健康サポート薬局」として標榜することができる制度が開始されました。

この健康サポート薬局には、告示に示された基準を満たすことが求められており、その中で、地域包括ケアシステムの一翼を担うために「地域の一定の範囲内で、医療機関及びその他連携機関とあらかじめ連携体制を構築すること」等とされていることから、本通知が発出されたものです。

については、貴会会員に健康サポート薬局制度の趣旨を御周知いただくとともに、薬剤師会や薬局から貴会会員に対し、本制度の説明や連携体制の構築の申入れ等があった場合は御協力くださるようお願いいたします。

なお、健康サポート薬局の基準を満たし、届出を行った薬局については、医療ネットしずおか（薬局機能情報）を通じて公表するほか、関連情報と併せて薬事課ホームページに掲載します。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-530/yakujikikaku/kenkosupport.html>



担 当 生活衛生局薬事課薬事企画班
電話番号 054-221-2412

地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬局・薬剤師がその一翼を担うためには、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する「健康サポート機能」を備えていくことが必須となる。

健康サポート薬局は、以下の「1. かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能」を備えた薬局のうち、「2. 健康サポート機能」を備えた薬局をいう。

1. かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能について

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 1) かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制 | 6) 24時間相談対応 |
| 2) 服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載 | 7) 在宅対応 |
| 3) 懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ | 8) 医療機関に対する疑義照会と服薬情報の提供等 |
| 4) お薬手帳の活用促進 | 9) かかりつけ医との連携・受診勧奨 |
| 5) かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進 | 10) 医師以外の他職種との連携 |

2. 健康サポート機能について

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| 1) 地域における連携体制の構築 | 4) 健康サポート薬局である旨の表示 |
| (1) かかりつけ医との連携と受診勧奨、連携機関の紹介 | 5) 要指導医薬品等、介護用品等の取扱い |
| (2) 地域における連携体制の構築とリストの作成 | 6) 一定時間の開局 |
| (3) 連携機関への紹介文書による情報提供 | 7) 健康サポートの取組の実施 |
| (4) 地域の関連団体等との連携及び協力 | |
| 2) 常駐する薬剤師の資質 | |
| 3) 相談窓口の設置 | |

○健康サポート薬局の基準告示（平成28年厚生労働省告示第29号）（抜粋）

1. かかりつけ薬局としての基本的機能

次のいずれにも該当すること。

ヌ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションその他の地域包括ケアの一翼を担う機関における多職種との連携体制を構築していること。

2. 国民による主体的な健康の保持増進の支援を実施する上での地域における関係機関との連携体制の構築

次のいずれにも該当すること。

ハ 地域の一定範囲内で、医療機関その他の連携機関とあらかじめ連携体制を構築した上で、連絡先及び紹介先の一覧表を作成していること。

○平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知（抜粋）

第2の2(2)③ 地域における連携体制の構築とリストの作成

ア 健康の保持増進に関する相談に対し、適切な受診勧奨や紹介を行えるようにするため、医療機関その他の連携機関に対し、あらかじめ薬局の取組内容や必要に応じて紹介等を行う旨を説明し、了解を得ることにより、連携体制の構築を図ること。その際、医療機関その他の連携機関に説明を行い了解を得た記録を残しておくこと。なお、地域の職能団体を通じて了解を得るなど、医療機関その他の連携機関の負担も考慮すること。



薬生発0929第3号

平成28年9月29日

各
〔都道府県知事〕
〔保健所設置市長〕 殿
〔特別区長〕

厚生労働省医薬・生活衛生局長

(公 印 省 略)

健康サポート薬局の届出の開始について

標記について、健康サポート薬局と医療機関その他の連携機関との連携体制の構築等が円滑に進むよう、関連団体あて、別添写しのとおり周知しましたので、貴職におかれましては、別添写しの記 2 に市区町村保健センター等の行政機関が含まれることを御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等への周知方よろしく取り計らいいただきますよう、お願いいたします。





薬生発0929第1号

平成28年9月29日

別記団体の長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

(公 印 省 略)

健康サポート薬局の届出の開始について

健康サポート薬局については、平成27年6月に設置した「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」において議論され、別添のとおり、報告書として「健康サポート薬局のあり方について」（平成27年9月24日）がとりまとめられました。

当該報告書を踏まえ、平成28年4月1日から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成28年厚生労働省令第19号）及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（平成28年厚生労働省告示第29号）が施行され、健康サポート薬局の表示及び公表並びにそれを行うための基準等を定めております。

貴職におかれましては、健康サポート薬局に係る下記の事項について御了知の上、貴会会員等への周知方よろしく取り計らいいただきますよう、お願いいたします。

記

1. 「健康サポート薬局」とは、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を備えた薬局のうち、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局であり、その具体的な機能や薬局機能情報提供制度を活用した公表の仕組みについては別紙のとおりであること。
2. 健康サポート薬局が適合すべき基準として、「地域の一定範囲内で、医療機関その他の連携機関とあらかじめ連携体制を構築した上で、連絡先及び紹介先の一覧表を作成していること」等が求められていることから、今後、医療機関その他の連携機関に対して、

薬局から取組内容についての説明や連携体制の構築のお願い等に
伺うことになること。

3. 基準を満たした薬局の開設者は、平成 28 年 10 月 1 日以降、当
該薬局の所在地の都道府県知事等に届出を行った上で、健康サポ
ート薬局である旨の表示を行うことができるようになること。

(別記)

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本栄養士会
一般社団法人 日本介護支援専門員協会

公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

健康サポート薬局の概要①

地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬局・薬剤師がその一翼を担うためには、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する「健康サポート機能」を備えていくことが必須となる。

健康サポート薬局は、以下の「1. かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能」を備えた薬局のうち、「2. 健康サポート機能」を備えた薬局をいう。

1. かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能について

- 1) かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制
- 2) 服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載
- 3) 懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ
- 4) お薬手帳の活用促進
- 5) かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進
- 6) 24時間相談対応
- 7) 在宅対応
- 8) 医療機関に対する疑義照会と服薬情報の提供等
- 9) かかりつけ医との連携・受診勧奨
- 10) 医師以外の他職種との連携

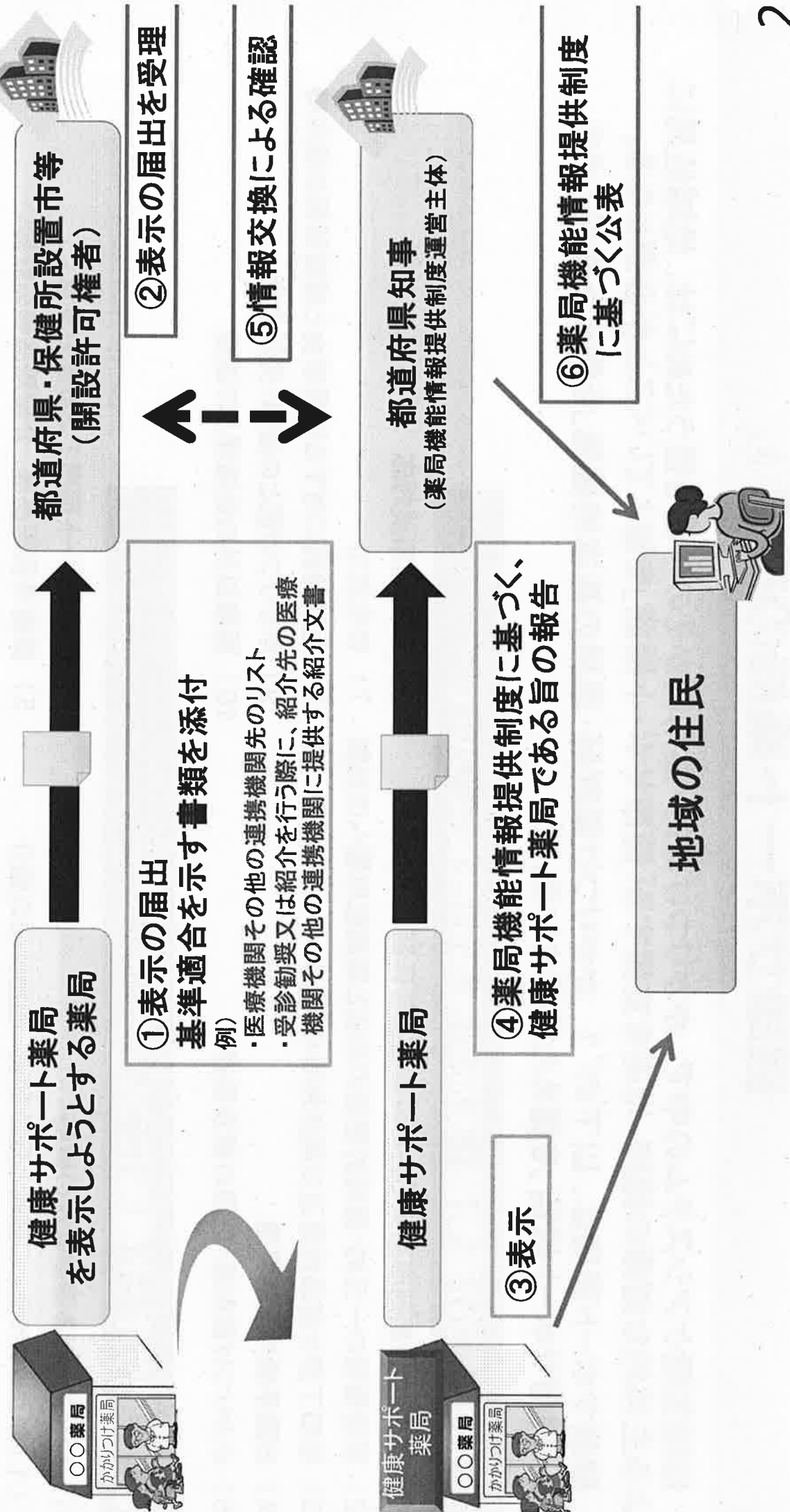
2. 健康サポート機能について

- 1) 地域における連携体制の構築
 - (1) かかりつけ医との連携と受診勧奨、連携機関の紹介
 - (2) 地域における連携体制の構築とリストの作成
 - (3) 連携機関への紹介文書による情報提供
 - (4) 地域の関連団体等との連携及び協力
- 2) 常駐する薬剤師の資質
- 3) 相談窓口の設置
 - 4) 健康サポート薬局である旨の表示
 - 5) 要指導医薬品等、介護用品等の取扱い
 - 6) 一定時間の開局
 - 7) 健康サポートの取組の実施

健康サポート薬局の概要②

3. 健康サポート機能を有する薬局の公表の仕組みについて

- 健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局は、あらかじめ都道府県知事等に届出を行う。
- 届出が受理された薬局は、健康サポート薬局の表示を行い、都道府県知事にその旨を報告する。



健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会

目的

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)には、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進が盛り込まれており、「日本再興戦略」改訂2014の中短期工程表においては、2015年度中に充実した設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みを検討することとされている。
これを受けて、本検討会を開催し、健康情報拠点としてふさわしい薬局(以下「健康情報拠点薬局(仮称)」という。)の定義・名称、基準の策定、公表の仕組みを検討することを目的とする。

検討事項

- (1) 健康情報拠点薬局(仮称)の定義について
- (2) 健康情報拠点薬局(仮称)の基準について
- (3) 健康情報拠点薬局(仮称)の公表の仕組みについて
- (4) 健康情報拠点薬局(仮称)の名称について
- (5) その他

構成員

安藤 高朗
佐藤 好美
中板 育美
○西島 正弘
新田 國夫
野口 かほる
長谷川 洋一
羽鳥 裕
二塚 安子
三好 昇
森 昌平
山口 育子

公益社団法人全日本病院協会 副会長
産経新聞社 編集局論説委員・文化部編集委員
公益社団法人日本看護協会 常任理事
昭和薬科大学 学長
日本在宅ヘルスケアアライアンス 議長
東京都福祉保健局健康安全部薬務課 課長(全国薬務主管課長協議会常任幹事)
名城大学薬学部 教授
公益社団法人日本医師会 常任理事
一般社団法人日本保険薬局協会 常務理事
北海道 江別市長
公益社団法人日本薬剤師会 副会長
NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長

※ ○は座長。敬称略